

写

令和 5 年 10 月 3 日

北海道地方最低賃金審議会

会 長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品

糖類製造業最低賃金専門部会

部会長 岩波 和枝

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月7日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。

別紙 1

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳・乳飲料を除く。）糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳・乳飲料を除く。）又は糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会(第50期)北海道処理牛乳・乳飲料、
乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年9月5日任命

部会長 岩波和枝

部会長代理 蛭川隆介

公益代表委員 岩波和枝、亀野 淳、蛭川隆介

労働者代表委員 石田祐土、小澤弘貴、中本俊光

使用者代表委員 田中克幸、中畑雅幸、廣瀬宣晴

(五十音順、敬称略)